

令和5年 4月 定例農業委員会会議議事録

芝山町農業委員会

【令和5年4月 農業委員会定例総会議事進行表】

日 時 令和5年4月5日（水）15時25分～17時30分

会 場 芝山町役場 南庁舎2階 第1会議室

出席委員

・農業委員会委員

3 番	藤 城 英 明	4 番	大 木 正 勝
5 番	堀 越 幸 一	6 番	吉 河 一 男
7 番	川 口 弘 子	8 番	鈴 木 好 子
9 番	堀 越 敏 幸	10番	小 川 勝 雄
11番	鈴 木 英 範	12番	大 木 明 男
13番	岩 澤 勝 敏		

・農地利用最適化推進委員

14番	石 井 明	15番	渡 邊 美 基
16番	土 井 正 裕	17番	土 屋 範 雄
18番	内 山 祐 一	19番	松 本 幸 雄
20番	萩 原 典 幸		

欠席委員

議 長

会 長 伊 藤 正 明 会長代理 松 本 光 芳

事務局

局長 金 親 俊 哉 書記 市 原 直 樹 書記 石 橋 将

局 長

本日は、お忙しい中ご参集いただきありがとうございます。それでは、定刻となりましたので、4月農業委員会定例総会を開催させていただきます。

始めに、新年度の人事異動に伴い、次第の『2. 職員紹介』として、農業委員会事務局職員及び産業振興課農政係の職員を紹介させていただきます。

—農政係は自己紹介後に退出する—

続きまして、伊藤会長にご挨拶をお願い申し上げます。

伊藤会長

挨拶

局 長

ありがとうございました。

それでは、農業委員会議事規則第5条の規定により「会長は、総会の議長となり議事を整理する」ことになっております。

伊藤会長に議事進行をお願い申し上げます。

議 長

本日の出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員7名です。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年4月

芝山町農業委員会定例総会を開会いたします。
それでは、直ちに本日の会議を開きます。（午後3時25分）

議 長 農業委員会議事規則第13条第2項の規定によりまして、議事録署名委員の指名を行ないます。2番 松本光芳 委員、3番 藤城英明 委員。両名を指名いたします。

議 長 まず始めに、議案第1号、農地法第5条による転用を伴う使用貸借による権利設定に関する件を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第1号です。

資料1をご覧ください。

本件は農地法第5条による転用を伴う使用貸借による権利設定の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。
申請の理由は、一般専用住宅のためです。

申請内容を千葉県農地転用関係事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地

基準については、農用地区域の指定が無い10ha以上の一団の農地であるため「第1種農地」と判断出来ると思われませんが、申請は集落に接続する住宅のため、例外的に許可できるものと思われています。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書記（石橋） 議案第1号の補足説明をする。

議長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第1号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第1号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第2号、農地法第5条による一時転用を伴う賃借権設定に関する件を議題といたします。

※ここで、4番 大木正勝 委員については、申請人のため退席して頂きます。それでは、大木正勝 委員ご移動下さい。

それでは、事務局の説明を求めます。

局 長

それでは、議案第2号です。

資料2をご覧ください。

本件は農地法第5条による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲請人および譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、休憩所・資材置場・駐車場のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については農業振興地域内の農用地指定の農地であることから「農用地区域内にある農地」と判断出来ると思われれます。なお、農用地区域内にある農地の例外規定で、「仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる場合」に該当いたします。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第2号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第2号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第2号は原案どおり可決決定いたしました。

※4番 大木正勝 委員、入室後に再開する。

議 長 続きまして、議案第3号、農地法第5条による転用を伴う所有権移転に関する件を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第3号です。

資料3をご覧ください。

本件は農地法第5条による転用を伴う所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲請人および譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、駐車場用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用関係事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については農用地区域の指定は無く、10ha以上のまとまりが無く、成田用水の受益地では無いため「第2種農地」と判断出来ると思われま

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第3号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い

いたします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いいたします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第3号を採択いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第3号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第4号、農地法第5条による
転用を伴う地上権設定に関する件を議題と
いたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第4号です。
本件は農地法第5条による転用を伴う地上

権設定の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人および譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、太陽光発電施設用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用関係事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、都市計画法上の用途区域内であるため、「第3種農地」と判断出来ると思われま

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記(石橋) 議案第4号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第4号を採択いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第4号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第5号、農地法第5条による転用を伴う所有権に関する件の議題と致します。
事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第5号です。

本件は農地法第5条による転用を伴う所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人および譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、宅地分譲のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、都市計画法上の用途区域内であるため、「第3種農地」と判断出来ると思われ。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記(石橋) 議案第5号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

(質疑なし)

それでは、議案第5号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第5号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第6号、令和5年第3次農用地利用集積計画に関する件を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

局長 それでは、議案第6号です。

 本件は、令和5年3月24日付けで、芝山町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。

 利用権の再設定8件・新規16件で、面積：105,212㎡です。

 詳細な内容については、書記より説明いたします。

書記（石橋） 議案第6号の補足説明をする。

議長 それでは、議案第6号を採決いたします。

 原案に賛成の委員の挙手を求めます。

 （賛成全員）

 よって、議案第6号は原案どおり可決決定いたしました。

議長 続きまして、議案第7号、令和5年度最適化活動の目標の設定等に関する件を議題と致します。

 事務局の説明を求めます

局 長 それでは、議案第7号です。
本件につきましては、書記より説明いたします

書 記（石橋） 令和5年度最適化活動の目標の設定に関する件
ついて、説明をする。

議 長 それでは、議案第7号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第7号は原案どおり可決決定いた
しました。

議 長 これで、提出された議案の審議は全て終了いた
しました。
次に「その他」でございます。
事務局説明をお願いします。

書 記（石橋） その他について、報告をする。

議 長 各委員さんより何かございますか。
（意見なし）

議 長 以上をもちまして、令和5年4月芝山町農業委
員会定例総会を閉会いたします。
委員の皆様、お疲れ様でございました。